



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



ヤミ金と司法書士

司法書士の高井和馬です。先月のあいわ通信では、「先払い買い取り業者」という、いわゆるヤミ金業者に関する記事を掲載しましたが、今月号のあいわ通信でも引き続き、ヤミ金と司法書士をテーマにヤミ金問題に関する記事を掲載いたします。



私が司法書士に登録したのは、2009年ですが、このときと比べると、ヤミ金の被害は減少していると思います。当時は、多い人だと20者くらいのヤミ金から借り入れており、取り立ても今よりも厳しいものでした。さらに、飛び込みの相談もたくさんあって、朝、事務所に行くと、すでに相談者が事務所の前で待っているときもありました。このときと比べると、相談件数はずいぶん減りましたが、ヤミ金に関する被害はなくなり、貸金業法違反での逮捕者もでており、今後も司法書士が取り組まなければならない問題だと考えております。

ヤミ金とは、貸金業の登録をしないで営業する者や、出資法違反の高金利での貸付けをする者のことを言います。いろいろと種類はありますが、大雑把に言えば、数万円程度の少額を、出資法違反の年数100%から数千%の利率で貸し付け、返済ができなくなると本人や家族、勤務先に脅しの電話等をして取立てをする犯罪者のことです。ほとんどのヤミ金は携帯電話の番号しか分かりません。なお、最近ではLINEでの取引がメインとなり、電話番号すら分からないヤミ金業者も出てきております。

ヤミ金業者は、「借りたお金なのだから、返すのが当然だ！」と返済を強く求めてきます。しかし、ヤミ金は犯罪であり、そもそもヤミ金に対して、一切返済をする必要はありません。当事務所では、ヤミ金との契約は公序良俗に反し無効であり、ヤミ金から交付を受けた金銭は不法原因給付を理由に一切支払いをしないという原則で事件を解決しております。それは、少しでも支払うと、脅せばまだ金を取れると考えてヤミ金の嫌がらせはひどくなる場合があるからです。

多くのヤミ金業者は、司法書士が介入した時点で、取立てをあきらめることが多いです。しかし、中にはそれでも勤務先や家族、本人に直接連絡をかけて取立てを止めない業者もいます。その場合は、金融機関に対する預金口座の凍結要請や、警察に対する携帯電話契約者確認要求を行い、ヤミ金の取立て行為に対して対抗します。預金口座などはヤミ金で違法に取得した商売道具ですので、これが使えなくなっても取立て行為を継続する者は少ないです。しかし、これでも取立てが止まらないことがあり、その場合は警察に介入してもらうなど様々な手段を講じてヤミ金に対抗していきます。

最近では、給与ファクタリングや後払い（ツケ払い）現金化、先払い買取業者など、形式的には売買契約を装って違法な金利で貸し付ける業者も出てきております。お金の貸し借りであれば、貸主は利息制限法の制限利率（年利20%）の限度でしか利息をとることができず、出資法や貸金業法の適用を受けるところを、「後払い現金化」などと称して売買契約を装うことで、これらの法律の適用を免れることを目的としており、手数料は年利にすると1000%近くになるものもあります。しかし、金融庁からも注意喚起の文書がでており、実態はお金の貸し借りであり、ヤミ金と変わりません。今後も新たな手口のヤミ金が出てくることも考えられ、司法書士が取り組んでいくべき分野だと思います。

民事調停について

先日、民事調停に関する研修会を受講する機会がありました。今月号では、民事調停を利用する上でのメリットをご紹介します。

民事調停の特質としては、次のものがあげられます。

- ① 調停委員会という公的な機関が関与するため当事者同士より合意が形成されやすい。
- ② 事案に応じ各分野の専門家が調停委員に選任されるため、専門的な知見を活かした適切な解決を図ることができる。
- ③ 手続きが非公開であり、プライバシーが守られるので、手続きとして選択しやすい。
- ④ 当事者が顔を合わせずに話し合いができるため、感情的な対立が強い場合でも話し合いが可能となる。
- ⑤ 訴訟と比べて穏便な印象があり、調停成立後の履行が期待できる。
- ⑥ 口頭での説明や意見表明が主で、書面での準備が必須ではないため、当事者の負担が軽く、期日の間隔も短くなる傾向。
- ⑦ 証拠調べによる要件事実の確定を必要とせず証拠が不足していても手続きができる。
- ⑧ 調停に代わる審判の制度があり、わずかな違いで合意に至らない場合でも紛争解決がはかれる。

以上のような特質がありますが、訴訟と異なり、調停期日の呼び出しに応じない相手方には不利益がなく調停が不成立で終了してしまいます。

しかし、①～⑧に当てはまる場合など事案によっては民事調停も有用なケースは十分にあります。

司法書士は140万円以下の請求であれば代理人になることができ、もちろん民事調停の代理人として出頭することも可能です。トラブルを抱えてお悩みの方は、是非、当事務所までご相談ください。



藻岩山登山

こんにちは、高井です。10月末に、藻岩山に登山に行きました。昨年は、新型コロナウイルス感染症による行動制限もあり、他に行くところもなく、多い月だと月に2～3回は子どもと一緒に藻岩山登山に行っていました。今年は、昨年ほどの頻度ではありませんが、2か月に1回程度は藻岩山に登山に行っており、四季の変化を感じながら藻岩山の登山を楽しんでいます。

10月末にスキー場コースから藻岩山を登った際には、すでにコースの大部分の草は刈られており、スキー場のオープンに向けて準備が進んでおりました。夏場には、私の背丈を超えるまで草は伸び、草をかき分けながらスキー場コースから下山するのも楽しいですが、この時期になると草が刈られており開放感があります。そして、すれ違う登山者もなく、とても静かです。私は、いつも登りは登山道から登り、下りはスキー場を歩いて一気に下ります。過去には、シカやキツネと遭遇したこともあり、運がよければヘビやトカゲなどを見つけることもできます。コースの上部は傾斜がきついです。途中からは傾斜も緩くなり、走って駆け下りることもでき、普段から運動不足の私にはスリリングで、爽快な気持ちになることができます。今年も藻岩山には大変お世話になりました。来年も気軽に登ることができ、季節の変化を楽しめる藻岩山登山を続けていきたいです。



ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。(担当：司法書士 高井和馬)


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

